

# 適格請求書等保存方式(インボイス制度) 準備講習会



残暑の候、会員各位におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。  
さて、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」の導入が開始されます。本制度では、買い手である取引相手(課税事業者)から求められた際にインボイスを交付しなければならず、取引における請求書発行・保存業務の見直しが必要になることが考えられます。

この度、制度の概要や課税事業者・免税事業者(現在)の制度導入に向けた準備や手順についての講習会を下記の日程で開催致します。この機会に是非、ご受講いただきますようご案内申し上げます。

1. 開催日時 令和3年 **9月17日(金)**  
14時00分～15時30分

2. 会場 紀州有田商工会議所 6階 大会議室

3. 講師 北畑会計事務所 代表 北畑 米嗣 税理士

4. 内容

- ・ 適格請求書等保存方式(インボイス制度)とは
- ・ 課税事業者、免税事業者に求められる対応
- ・ 制度導入に向けた準備と手順

5. 申込み 申込希望の方は9月10日(金)までに紀州有田商工会議所宛  
(TEL. 0737-83-4777 FAX. 0737-4782)へお申込み下さい。



適格請求書等保存方式(インボイス制度)講習会申込書 FAX. 0737-83-4782

事業所名		TEL	
受講者名		受講者名	

# 適格請求書等保存方式（インボイス制度）



## 制度の概要

令和5年10月から「インボイス制度」(\*)が導入されます。

制度導入後、適格請求書（インボイス）を交付するためには、税務署長に登録申請を行い、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。

(※) 制度の詳しい説明については、国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」をご覧ください。



インボイス制度  
特設サイト



### 【登録申請のスケジュール】

令和3年10月1日から  
登録申請が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、**原則として、  
令和5年3月31日まで**に登録申請を行う必要があります。

令和3年10月1日

登録申請の受付開始

令和5年3月31日

令和5年10月1日

インボイス制度の導入

## 「インボイス制度」 ってナニ？

■ 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

■ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存(\*)等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

## 「インボイス」 ってナニ？

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

### インボイスの記載事項

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...	...	...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

請求書  
△△商事株式会社  
登録番号 T012345...  
××年11月30日

① 登録番号  
② 品名  
③ 金額  
④ 税率ごとに区分した消費税額等  
⑤ 消費税  
⑥ 取引相手名

\* 軽減税率対象

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称